

一般社団法人 日本あいさつ検定協会
日本あいさつ学会運営会則

(総則)

第1条 この会則は、一般社団法人日本あいさつ検定協会（以下「協会」という）が主催する日本あいさつ学会（以下「あいさつ学会」という）が行う事業について定める。

(目的)

第2条 あいさつ学会は、「あいさつ」を通じて、地域や家庭、企業でのコミュニケーションに関する問題を現代の社会のニーズに合わせ、解決するための各種活動、研究を行うことを目的とする。

(会員)

第3条 本会則に定めるところによりあいさつ学会が行う事業に参加することができる。

(会員の種別)

第4条 あいさつ学会の会員の種別は、次のとおりとする。

- (1) 一般会員
- (2) 実行運営会員
- (3) 賛助会員
- (4) 学術会員

(資格要件)

第5条 会員の資格要件は、次のとおりとする。

- (1) 一般会員は、あいさつ学会の目的に賛同する者とする。
- (2) 実行運営会員は、法人または個人で、あいさつ学会の目的に賛同し、あいさつ学会の事業の運営を実行する者とする。
- (3) 賛助会員は、法人または個人で、あいさつ学会の目的に賛同する者とする。
- (4) 学術会員は、大学教授等学識経験者で、あいさつ学会の目的に賛同する者とする。

2 会員は死亡したとき、3年以上会費を滞納したとき、著しく本会の名誉を傷つけたとき、その資格を喪失する。

(会費)

第6条 会員の会費は、次のとおりとする。

- (1) 一般会員 年額 12,000円
- (2) 実行運営会員 年額 6,000円

(3) 賛助会員 年額 1 □ 30,000 円

(4) 学術会員 年額 6,000 円

(役員)

第7条 あいさつ学会の役員を選任は、次のとおりとする。

(1) 会長は、協会の理事長が行う。

(2) 事務局長は、実行運営会員、学術会員の中から、協会役員から指名を受け、会員の承認を受けて選任される者とする。任期は2年で再選を妨げない。

(3) 担当幹事は、実行運営会員、学術会員の中から、協会役員から指名を受け、会員の承認を受けて選任される者とする。任期は2年で再選を妨げない。

(入会手続き)

第8条 会員として入会を希望する者は、所定の用紙に必要事項を記入し、協会に申し込むものとする。

(会員資格の取得)

第9条 入会手続きを経たものは、年会費の納入が確認された後、会員として登録される。入会日は登録日とする。

(権利義務)

第10条 会員の権利義務は、次項以下に定め、特別の場合を除き入会日をもって発生する。

2 一般会員の権利義務に関する次項は下記の通りである。

(1) あいさつ学会が主催する総会、大会、勉強会等の参加ができる。

(2) 第6条に定めるとおり、会費を納めなければならない。

(3) 総会の議決を遵守しなければならない。

(4) 住所、氏名、あいさつ学会誌（メールマガジン）送付先に変更がある場合は速やかに届け出なければならない。

(5) 世界のあいさつ、日本の方言、あいさつの仕方、婚活事業、就活事業の参加ができる。

(6) 協会が応募した全国で開催されるキャラクターイベントに参加することができる。

3 実行運営会員の権利義務に関する次項は下記の通りである。

(1) あいさつ学会が主催する総会、大会、勉強会等の運営を行う。

(3) 第6条に定めるとおり、会費を納めなければならない。

(4) 総会の議決を遵守しなければならない。

(5) 住所、氏名、あいさつ学会誌（メールマガジン）送付先に変更がある場合は速やかに届け出なければならない。

(6) 実行運営会員は、事業年度開始時に自らの役割を決め、事業計画を考え、実行できる

ように主導的かつ自主的に協力しなければならない。

- 4 賛助会員には前項の規定を適用する他に、協会ホームページのバナー広告に掲載することができる。ただし、会員の資格を失った場合は、バナー広告は削除される。
各地方に設けた試験実施、イベント実施において、動員（宣伝・告知）、会場無償提供、運営協力などお願いする場合がある。
- 5 学会会員には、一般会員の規程を適用する他に「あいさつ」に関する研究成果を年1回発表することを目標とし、協会からの講演講師の依頼に対して、可能な限り対応するとともに、適任の学識経験者の斡旋も行うものとする。
- 6 一般会員・実行運営会員・学会会員の区分の切り替えは、学会所定の申請書により行う。
ただし、年度途中の切り替えは認められない。

（会員心得）

第11条 会員は、次の行為をしてはならない。

- (1) 会員を誹謗・中傷するような言動
- (2) 活動資料等の中で、女性を蔑視するような表現を用いること
- (3) 女性が不快に感じる行為（セクシュアルハラスメントによるものを含む）
- (4) 学会を利用した勧誘行為
- (5) 反社会的行為等で学会の名誉を汚すこと（メンバー同士の個人的な交流も含む）

（退会）

第12条 退会しようとする者は退会届を協会に提出しなければならない。

- 2 会員の退会年月日は届け出のあった日とする。
- 3 既納会費は返納しない。

（再入会）

第13条 一旦会員の資格を喪失した者が再度入会しようとするときは、新規入会の手続きを要するものとする。

（通知）

第14条 会員の入会通知は本人に対して行う。

（あいさつ学会誌・メールマガジン）

第15条 協会では、「あいさつ」に関する取り組みや情報などをメールマガジンにて配信する。（月1回）

(学術大会)

- 第16条 協会は、年1回 学術大会(研究成果の発表)を開催する。
- 2 一般会員、実行運営会員、賛助会員、学術会員は学術大会に参加することができる。
 - 3 前項以外の者は、学術大会が定める参加費を納めるときは、その学術大会期間中のみ特別参加者として参加することができる。
 - 4 学術大会参加費は事務局長が定める。
 - 5 学術大会で発表する研究は、その内容を協会ホームページに掲載する。

(補則)

第17条 この規則に定めがなく、実施上補足を要する事項については、その都度理事会の定めるところによる。

付則

1. 本会則は平成25年5月1日から改定施行する。